

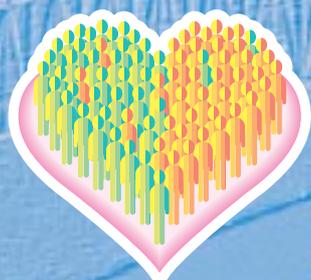
産業保健情報誌

東京

さんぽ21

3号

平成11年7月



労働福祉事業団

東京産業保健推進センター

TOKYO

巻頭言 産業保健推進センターの発展を願って	東京大学医学部教授 荒記 俊一	1
特集 海外派遣者の健康管理について	相談員 伊東 一郎	2
シリーズ メンタルヘルス		
	杏林大学医学部衛生学教室 教授 角田 透	7
	相談員 岩船 展子	8
実地相談事例紹介		
シックビル症候群の疑い	相談員 伊東 一郎	10
推進センター事業案内		
「東京さんぽセンター」では...		12
新相談員紹介		13
地域産業保健センターのご案内		
地域産業保健センターの業務		14
足立・荒川地域産業保健センター / 江東区域産業保健センター		15
八王子地域産業保健センター / 西多摩地域産業保健センター		16
町田地域産業保健センター / 台東区地域産業保健センター		17
産業保健インフォメーション		
他		20
第2回東京産業保健推進センター運営協議会		20



産業医学研修



メンタルヘルス研修

巻頭言

産業保健推進センターの 発展を願って

東京大学大学院医学系研究科・医学部

教授 荒記 俊一



東京産業保健推進センター（本センター）が多くの道府県に続いて昨年6月に開所しました。さらに10月には労働安全衛生法の届出産業医の新しい資格制度が発効しました。全国の労働基準監督署管内の郡市区医師会で設置が完了している地域産業保健センターの活動と併せて、日本の産業保健制度が歴史的に新たな発展期に入ろうとしています。

既に30年以上前のことになりますが、私は大病院で卒後研修後すぐ労働福祉事業団東京労災病院の内科に勤務しました。その後、ロンドン大学の大学院で産業医学（Occupational Medicine）の理論と実践活動を学び、帰国後それまでに集めた産業中毒と職業病の症例と事業所で行った産業保健活動のデータを整理統合し、1981年に「職業医学」と題する小著をまとめることができました。

以来18年が経過し、この間の日本の産業保健活動の発展の目ざましさに感慨無量の思いであります。最近も、東京大学医師会主催の産業医研修会を本学の安田講堂で3回程開催しましたが、毎回700～900人と多数の先輩、同僚および後輩の医師の先生方のご来聴をいただいております。労働衛生コンサルタント試験に毎年全国から500人前後の方々を受験されている状況と合せて、産業保健に対する関心の高まりに新鮮な驚きと励ましを経験しています。

これらのことは労働省と日本医師会を中心とす

る関係機関／団体と学識者の方々の多大な努力と協力により可能になったことです。今後、学術としての産業保健学が社会の現場で深く浸透し、働く人々の健康水準が一層向上することを願うものです。

「東京さんぽ21」誌は、本センターの情報誌として昨年9月に発刊され、今回で第3号の発行を迎えました。毎回、専門性が高く具体的で広範な情報が画像と色彩豊かな誌面にあふれており、編集者と誌面デザイン担当者のレベルの高さが伺われます。私も運営協議会の委員として本センターの運営に参加させていただいておりますが、利用者の立場からも2回程本センターにお世話になりました。1つはロンドンに本部をもつ国際的な企業の顧問産業医（英国産業医学会評議員）から受けた同社の東京事務所に原因不明の疾患と疾病休業が多発したため調査をしてほしいとの依頼でした。もう1つは韓国の医科大学から受けた官庁からの委託研究のために日本の建設業の産業保健管理の現状を知りたいとの問合せでした。これらの海外からの依頼と問合せに対しそれぞれ本センター相談員の伊東一郎先生と野田一雄先生に絶大なご協力をいただき適確な処理ができましたことを大変感謝しております。

今後も国際都市東京における勤労者の医療、保健、福祉の向上のために本誌と本センターが発展していくことを期待しております。



東京産業保健推進センター
産業保健相談員

伊東一郎 (三井科学株式会社 労制部健康管理室長)

1 はじめに

世はグローバル化の時代といわれており、経済の国際化に伴い、海外で働く勤労者が増えています。以前はごく限られた人のみが、特別に選ばれて赴任するといった状況から、国内出張に近い感覚で、移動予備日や休養日を十分にもうけずに、短期間の日程で海外出張を命じられたり、高齢の方、生活習慣病の因子を多くかかえる方でも長期間派遣されています。このような状況に伴って、日本とは異なった気候・風土、言語、生活習慣、文化的背景の中で働く方々のストレス、医療、健康問題に対する援助がより求められてきています。今回は、発展途上国では、単身赴任が多くなるという問題や、メンタルヘルスを含め海外派遣者に対する産業保健職としての対策を考えてみたいと思います。

2 アンテナを高くする

海外に派遣されている方のかかる可能性のある病気は国内とは様相を異にしています。A型肝炎やマラリア、デング熱などは有名ですが、日本では想像もつかないようなものとして、最近の例では、現在のところ有効な治療法はないマレーシアの豚から感染するニパウイルスなどもあり、また出血熱マラリアなどは進行がきわめてはやく、診断が遅れると急性腎不全で死亡する場合もあるといわれています。社員が、健康相談などに訪れた際、海外に行っていたという情報を得たら、時には、さまざまな基本知識を生かして原因を類推す

ることが必要となります。その基本知識を蓄えるためには、国内の問題に対する以上に情報収集が必要です。最近、次の頁で紹介するような機関で海外勤務に関する情報サービスが始まっており、積極的に利用されることをおすすめします。

3 派遣前の注意点

昨今の状況では、はじめに派遣ありきということで、まず派遣が事実上、決定してから、その事後承認的に健康診断を実施するといった傾向が多いように思われます。もちろん本人のキャリア開

海外派遣労働者の健康診断（安衛則第45条の2）

6月以上海外に派遣される労働者についてはその派遣前および帰国後に事業者による健康診断が義務づけられており健康診断項目は次の通り。

既往歴及び業務歴の調査
自覚症状及び他覚症状の有無の検査
身長、体重、視力及び聴力の検査
胸部エックス線検査及びかくたん検査
血圧の測定
尿検査（尿中の糖及び蛋白の有無の検査）
貧血検査（血色素量、赤血球数）
肝機能検査（GOT、GPT、 γ -GTP）
血中脂質検査（総コレステロール、HDLコレステロール、トリグリセライド）
血糖検査
心電図検査

【医師が必要と認める場合に行う項目】

腹部画像検査（胃部エックス線検査、腹部超音波検査）
血液中の尿酸の量の検査
B型肝炎ウイルス抗体検査
ABO式及びRh式の血液型検査（派遣時に限る）
糞便塗抹検査（帰国時に限る）

健康診断項目の省略

身長及びかくたん検査は、医師が必要でないと認めるときは省略できる。（一般定期健康診断の場合と同じ）

労働安全衛生規則43条（雇入時健診）、第44条（定期健診）、第45条（特定業務従事者の健診）または労働安全衛生法第66条第2項（特殊健診）の健康診断を受けた者については、当該健康診断実施の日から6月間は同一の検査項目を省略することができる。

発という点では派遣をストップするという事は、慎重にしなければなりません。疾病状況、内向性の性格、その他、いろいろな点を考慮して、産業保健職は、可否や就業に関するアドバイスを実施すべきだと思いますので、適正配置の観点から人事部や派遣決定部門と最終的に派遣を決定するシステムについて十分検討しておくことが必要です。子供を帯同される場合などは、国によって予防接種に関する体制が大きく違っていますので、これらの情報も適切に伝えることが望まれます。

4 派遣中管理、できれば巡回指導を

派遣を実施する事業者や、そこに所属する産業保健職が、派遣現地の医療事情を知ることは極めて重要です。派遣されている方に関して、重い傷病が発生したときには現地救急医療機関、搬送援助機関と



()
財団法人 海外邦人医療基金 (1984年設立)
シンガポール等諸地域での診療所等の開設・援助
海外巡回健康相談(労働福祉事業団より受託)
海外医療情報の収集、提供サービス
小児医療国際電話相談(キッズネット)等

の連携が必要になりますし、面識を得ておけば、連絡も円滑に進みます。また、メンタルヘルスの状態は、直接面接しなければつかまえにくいこともあります。事業者が産業保健職を巡回させることが望ましいのですが、難しい場合は、労働福祉事業団が海外邦人医療基金()を通して主として発展途上国へ無料で巡回医師団を派遣しており、それらの機会を利用されるのもいい方法です。

発展途上国への派遣では、単身赴任が多くなるという実態を見ますと、栄養管理がことさら重要です。この面では、アジア地区の食生活の特徴として大皿料理やコース料理が多く必要な摂取エネルギーを越えてしまうことがあげられます。

5 派遣後管理

無事に帰ってきたのだから、もういいだろうということで帰国時健康診断を軽視しがちですが、先程も述べたように、途上国からの帰国者につい

受けておいたほうがよい予防接種

滞在先	感染症	受けておくべき人	接種回数	2回目の接種	3回目の接種	有効期間
先進国・途上国	破傷風	海外に長期滞在する人	3回	1ヶ月後	6~12ヶ月後	10年間
	風疹	海外に長期滞在する妊娠年齢の女性で未感染の人	1回			数年後に抗体検査を受けたほうがよい
途上国	A型肝炎	途上国に滞在する人(特に40歳未満の人)	3回	14~28日後	6~12ヶ月後	3~5年
	麻疹	途上国に長期滞在する未感染の人	1回			数年後に抗体検査を受けたほうがよい
途上国の流行地	B型肝炎	アジア、アフリカに長期滞在する人	3回	1ヶ月後	6ヶ月後	数年後に抗体検査を受けたほうがよい
	狂犬病	アジア、アフリカ中南米に長期滞在する人	3回	1ヶ月後	6~12ヶ月後	2年間
	黄熱	赤道アフリカ、南米に滞在する人	1回			10年間
	コレラ	流行地滞在者のうち胃の疾患をもつ人	2回	7日後		3~6ヶ月間
	日本脳炎	東・東南アジアの農村部に長期滞在する人	3回	7~14日後	12ヶ月後	4年間

特集 海外派遣者の健康管理について

では、寄生虫感染の可能性もあり、発熱が続くようであれば、派遣地との関連について一考を要します。

プライバシー保護の面で問題となっていることでは、国によっては、長期滞在者へのビザ発給にあたり、「HIV抗体の陰性証明」を要求するところがあることです。こうした国への対応については、「HIV抗体の陰性証明」を要求する国があることを社内報等で知らせておき、当該国へ派遣の意向を打診する時には即答を求めないような配慮が必要となります。検査結果については、指定医療機関で実施され、結果が返却されてしまいますので、厳重封印で結果を返すことは現状ではできません。もし、陽性と判明した場合の対応については、各企業で労働省からだされている「職場に

おけるエイズ問題に関するガイドライン」に基づき決めておく必要があると思われます。

6 短期出張の問題点

短期の海外出張の問題点でなんと言っても一番多いものが、時差ボケです。長時間の機中にいけば閉じこめられていた状態に加え、この時差ボケがあるときわめて体調をくずしやすくなります。もちろん、安易に睡眠導入剤は勧められませんが、睡眠の確保や健康管理について相談にのることを心がけたいと思います。本年の4月から、国際線でも全面に禁煙になった航空会社もあり、喫煙者からどう対応したらよいかといった相談に対して、ニコチンパッチ利用も含め禁煙指導に結びつけることはできないかとも考えています。

帰国後の症状により疑われる感染症

下痢を起こした場合	感染性腸炎、赤痢、コレラ、寄生虫症など
発熱した場合	マラリア、デング熱、腸チフス、A型肝炎など

マラリアの緊急相談に応じられる機関（1999年3月現在）

医療機関	住所	TEL
東京都立駒込病院 感染症科	東京都文京区本駒込3-18-22	03-3823-2101
東京大学医科学研究所 感染免疫内科	東京都港区白金台4-6-1	03-5449-5338
慶應義塾大学医学部 熱帯医学・寄生虫学教室	東京都新宿区信濃町35	03-3353-1211 (内線2667)
東京慈恵会医科大学 熱帯医学教室	東京都港区西新橋3-19-18	03-3433-1111

出典：「海外旅行健康必携」より

時差ボケの予防法と解消法

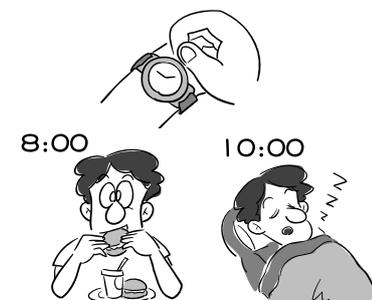
時差ボケとは、時差が5時間以上ある地域へジェット機で急速に移動したときに生じる症状です。

時差によって、体内時計や生体リズムが変化するために起こります。

時差ボケの典型的症状

- ・ 集中力がない
- ・ 頭が重い
- ・ 下痢や便秘を起こす
- ・ 眼が疲れる
- ・ 眠れない
- ・ 眠気におそわれる
- ・ ぼんやりする
- ・ 食欲が低下する
- ・ 疲労感がある

機内での過ごし方



機内で時計を現地時間に合わせ、時計を見ながら食事、睡眠をとります。但し、西方へのフライトのときは、睡眠はとらないようにします。

飛行機に乗るまでの時差ボケ解消法

時差ボケを起こさないためには、帰国の数日前から、日本時間の生活に徐々に合わせていきましょう。たとえばヨーロッパから帰国する場合は、就寝時間を1日1～2時間ずつ早めます。アメリカからの帰国はその逆です。

機内では、現地出発時間にかかわらず、日本時間に合わせて睡眠や食事をするように心がけましょう。

海外派遣勤労者の健康管理事業（1）

海外巡回健康相談

労働福祉事業団では、アジア、中近東、アフリカ、中南米および東欧の各地に年間延べ13チームの医師団を派遣して、無料で在留邦人の方々の健康相談に応じています。



海外巡回健康相談派遣都市

巡回地域および巡回国

巡回地域	巡回国名	巡回都市名
アジア	インドネシア	スラバヤ、メダン、バンドン、ボンタン、パタム
	マレーシア	ベナン、イポー、コタ・キナバル
	タイ	チェンマイ、シラチャ、ブーケット
	バングラディシュ	ダッカ、チッタゴン
	インド	デリー、ムンバイ、チュンナイ、バンガロール、カルカッタ
	スリ・ランカ	コロombo
	パキスタン	イスラマバード、カラチ
	ネパール	カトマンズ
	ベトナム	ホーチミン、ハノイ
	中国	天津、西安、青島、煙台、福州、広州、南通、武漢、北京、合肥、重慶
	フィリピン	セブ
	ミャンマー	ヤンゴン

巡回地域	巡回国名	巡回都市名
中近東	アラブ首長国連邦	アブダビ、ドバイ
	サウジアラビア	リヤド、ジェッダ、アル・コバル
	バハレーン	マナーマ
	カタール	ドーハ
	オマーン	マスカット
	トルコ	アンカラ、イスタンブル
アフリカ	エジプト	カイロ
	ケニア	ナイロビ
	エチオピア	アディスアベバ
	タンザニア	ダルエスサラーム
	ナイジェリア	ラゴス
	ガーナ	アクラ
	象牙海岸	アビジャン
	モロッコ	ラバト、アサブランカ

巡回地域	巡回国名	巡回都市名
中南米	メキシコ	アグアスカリエンテス
	コス・タリカ	サン・ホセ
	グアテマラ	グアテマラシティ
	パナマ	パナマ
	コロンビア	ボゴタ
	ベネズエラ	プエルトオルダス
	エクアドル	キト、グアヤキル
	プエルトリコ	サンファン
東欧	ルーマニア	ブカレスト
	ハンガリー	ブタペスト
	チェコ	プラハ
	ブルガリア	ソフィア
	ポーランド	ワルシャワ
	ロシア	モスクワ

海外派遣勤労者の健康管理事業（2）

労働福祉事業団 海外勤務健康管理センター

近年、わが国経済の国際化に伴い、海外で勤務される方々が増加している中、わが国と異なる気候・風土の環境で働く方やその家族に対する健康管理の重要性がクローズアップされています。

「海外勤務健康管理センター」は、こうした方々のための健康管理を総合的にバックアップする国内拠点として、労働省・労働福祉事業団の実施する海外赴任者及び家族の方々に対する健康管理対策事業計画に基づき、平成4年6月にオープンした施設です。

海外勤務健康管理センターでは、労働安全衛生規則に定められた海外赴任前及び帰国後（一時帰国時を含む）の健康診断業務をはじめ、健康に関する相談、疾病予防及び海外の医療衛生情報について広く調査・研究し、そのデータを随時提供できるシステムづくりなど、各種の事業活動を展開しています。

赴任前、一時帰国時、帰国後の健康診断

海外赴任前、赴任中及び帰国後の健康管理を一貫したものにするため、健診結果等を綴じた健康管理ファイルを交付しています。

予防接種外来（予約制）

コレラ・破傷風・狂犬病・日本脳炎・A型肝炎・B型肝炎・麻疹・風疹・流行性耳下腺炎の予



防接種を行っています。また、感染防止のための指導も行っています。

海外赴任者へのファックスサービス

現在海外勤務されている海外赴任者のためのファックス健康相談サービスを無料で提供しています。

FAX番号 [81] (45) 474-6098

メンタルヘルスチェック（予約制）

海外赴任生活の適応性を調べる検査を行っています。

ホームページの開設

予防接種情報、海外医療情報、最新疾病情報を掲載しています。

<http://www.johac.rofuku.go.jp/>

問合せ先 〒222-0036 横浜市港北区小机町3211
TEL (045)474-6003 (業務課)
FAX (045)474-6099

海外勤務者の健康管理セミナーのご案内



開催日 平成11年9月11日（土）
会場 海外勤務健康管理センター
テキスト代 2,000円

申込方法等詳しくは海外勤務健康管理センターまでお問い合わせ下さい。



職場のメンタルヘルス アルコール依存とPYLL

杏林大学 医学部 衛生学教室

教授 角田 透

1. はじめに

実際に職場で健康問題に取り組んでみると、いろいろと手間のかかることが多いのですが、相対的にみて、身体的問題に較べてメンタルヘルス関連の問題の方がより大変なようです。アルコールも手間のかかるもののひとつですが、問題飲酒者への対応で担当者が苦労した（している）というのはよく聞く話かと思えます。

最近では生活習慣病という語が定着してきています。喫煙と過度の飲酒、それに運動不足と不適切な食習慣（美食、過食、偏食）がメインテーマになっています。飲酒は生活習慣のひとつであり、これに関連する病気は多いのですが、アルコール依存は最もやっかいなもので、取り扱いには要注意です。毎年の健康診断で要指導の判定が続いており、そのたびに節酒が指導されていた要管理者の中にアルコール依存症者やその予備群がいたりすることもあります。もちろん、アルコール依存症が疑われるときには絶対的な断酒が必要ですが、まずは「どうしてお酒をそんなに飲むようになってしまったのか？」についての話しをよく聞くことがメンタルヘルスという点から重要なことであります。

2. 最近の経験

解説書にあるとおり、アルコール依存症者は10人が10人自分の飲酒について注意を受けると抵抗を示すようです。最近の経験ですが、よく話しを聞いてあげて、またこちらからあれこれと説明しても「……身体の調子はいいですよ。ほっといて下さいよ。……」ととりつく島もありませんでした。そのうち、「……先生はそう言うけど、お酒を飲むと心臓病に良いっていうじゃないですか。そうじゃないんですか……」と食ってかかられる始末です。

最近週刊誌などにも取り上げられたフレンチパラド

ックスなどに関係することですが、全然飲まないよりも少し飲む方が虚血性心疾患の死亡が少ないということをしているわけです。私自身も自分たちがフィールドにしている沖縄県での10年間のデータで飲酒者の方が非飲酒者よりも循環器関連の検査成績が良いことを経験しているので「……確かにそうだけど……」と言わざるを得ませんでした。

とは言うものの、ここで注意しなければならないことですが、実は虚血性心疾患というのは比較的歳をとってからの病気であるということなのです。一方、アルコール依存症は若者でも罹患の可能性がかなりあります。そして問題なのはアルコールに関連して事故や自殺、犯罪などが少なくないことがあげられます。

3. PYLL (Potential Years of Life Lost)

あとになって思い出したのですが、アルコール問題の専門学術雑誌にPYLLのことが載っていました。PYLLとはある病気で亡くなってしまった場合、もしその病気で亡くなるようなことがなければ、あとどのくらい生きられたかの年数を言っています。例えば、平均寿命が80才として60才で心筋梗塞で亡くなったとすればPYLLは20年と計算されます。飲酒運転の事故で20才で亡くなったとするとPYLLは80 - 20 = 60年になります。お分かりと思いますが、若いうちに病気などで命を落とすと、歳をとってからのそれに較べて損失が大きいと言うことであります。この場合、実に3倍になっているわけです。PYLLというのはあまり聞き慣れないかもしれませんが、よく考えてみると有用な指標であることは間違いありません。

どうなるかは分かりませんが、私は次の機会にはこのことを言ってやろうと密かに作戦を練っている最中です。



産業カウンセリング

東京産業保健推進センター
産業保健相談員

岩船 展子 ((社)日本産業カウンセラー教会理事)
IS・キャリア開発研究所代表

『カウンセリング (アメリカではcounseling, イギリスではcounselling)』という言葉は、今や多くの人に知られる外来語の一つですが、使われ方はまちまちです。例えばエステティックサロンのパンフレットに「専門家が親切にカウンセリングします」と書いてあれば、エステについて不安のないように、また効果などの説明をしたり、質問に答えたりするということでしょう。カウンセリングを『相談』と訳した時代もありますが、もともとがアメリカで発達した学問なので、今ではカウンセリングと英語を使っています。似たようなものに、身の上相談やコンサルテーションがあります。今回はカウンセリングの歴史にふれながら、産業界とカウンセリングのかかわり、産業界がどの様にカウンセリングを導入してきたかについて書きます。

カウンセリングは、ラテン語の「ともに考える (consilium)」に由来する言葉です。欧米には、古来から、信者の告白への司祭の忠告や、チューター制度における教師の助言指導など、カウンセリングと似たような活動がありましたが、学問として取り上げられたのは20世紀に入ってからで、アメリカ心理学会で、「カウンセリング心理学」という名称を使い始めたのは1952年からです。つまりカウンセリングは若い学問であり、アメリカで発達したもののなのです。しかし、カウンセリングという大きな流れになるまでに、いくつもの小さい流れがありそれを源流と呼んでいます。その一つに職業指導運動があります。米国のボストン職業局で始められた、失業青少年の為の職業指導で、

この職業指導局の仕事は、今の日本のハローワークのような仕事でした。求職者と求人の中にたち、そのマッチングはかる時にカウンセリングを行いました。

その時のスローガンが「丸い釘は、丸い穴に」適材適所の考え方に立っています。1908 (明治41)年のことです。

産業界でのカウンセリングは、ウエスタン・エレクトリック社ホーソン工場が、ハーバード大学と協力して、1924年 (大正13年) から延12年以上かけて行った、人間の労働について科学的研究から始まりました。俗に「ホーソン実験」とよばれるもので、いくつかの段階を経て得られた結果は、能率や生産性の向上のカギは、作業環境や労働条件よりも職場の人間関係が重要であること、従業員一人一人が考えを述べる事が出来たり、またそれが反映されることで意欲が沸き、結果として生産性が向上するということがわかり、1945年には、従業員300人に一人のカウンセラーが、配置されました。

日本で最初にカウンセラーを導入したのは電々公社 (現NTT) で1954年でした。続いて現KDD、大手銀行などが導入しました。現在どのくらいカウンセラーが配置されているか実態は不明ですが、THP運動を推進する上で心理担当が必要であり、平成4年から『産業カウンセラー』は労働大臣の技能認定になりました。初級から上級まで8194名の技能認定された産業カウンセラーがいます。

カウンセリング 事例

「セクハラ」という言葉が、世間の流行語になってから10年以上経て、法律で規制を受けることになりました。セクハラはいうまでもなく、セクシュアルハラスメントをつめた言葉で、今年の男女雇用機会均等法の改正により、セクハラに対する配慮が事業主に義務づけられ、今年4月より施行されています。

その内容は

セクハラに対する事業主の方針の明確化及びその周知・啓発

セクハラ相談窓口の設置

セクハラ発生時の迅速、適切な対応などです。

その為、当センターにも問い合わせや相談があります。

セクハラ対策はしなければいけないけど、どうしたらいいのか当惑模様であったり、一応、対策室はつくるけど大した相談はないだろうとたかを括っている向きもあります。人事部におくと相談しづらかったり、来ないかもしれないので取り敢えず、健康管理センターにおこうという会社もあって、困惑している看護職もいます。

なにをもってセクハラというのか、今一つ見えないこともあって、対策がたてづらく、かといって問題が出てからでは遅い、ということが担当者を悩ましているようです。

職場における性的差別は、カウンセリングの場面に今までもたくさん持ち込まれていました。男性の方は性的差別の意識がなく、女性からは性的差別だということもしばしばあり、男女の意識のずれを感じます。その根っここのところには、働く社会が長い間男性中心であり、物事を決めるのも、しくみやルールを作るのも、運営をするのも男性

で、女性はそれに従うのが当然とされ、仕事のパートナーとして女性観が根づいていないし、そのような教育も受けていないことがあげられます。ある行為が場所によってセクハラになることも、ならないこともあります。男性から見ればたいしたことがなくても、女性にとっては嫌なことはセクハラになることと考えていいでしょう。まして、応じなければ職場に居ずらくなったり、失職につながるのであれば、立派なセクハラです。

事例

エイコさん（仮名）は派遣社員です。もう3年同じ部署にいたので、すっかり顔なじみで、社員同様に扱われています。人事異動があり、歓送迎会があった次の日、課長が急に馴々しく「エイコ」と呼び捨てにし、両肩に手を置いたといいます。エイコさんは、“嫌だ、気持ち悪い”と思ったけれど、契約更新が近くあり、「この手を邪険に払ったら契約更新ができなくなるかもしれない」と一瞬思ったそうです。そして、前日カラオケで「ギンコイ」を無理して課長と歌ったことを後悔しました。この50過ぎの課長には下心もなく、こんな方法でしか親しさの表現ができなかったかもしれませんが、職場でのパートナーとして対等な立場にある女性へのマナーを身につけてほしいものです。

あるサ - ビス業では、40才台の女性に、白髪を染めるようしつこく上司から迫られた例があります。男性の白髪は何でもなくて、女性の白髪はお客様に対しイメージが悪いというのは個人的趣味としか思われません。その女性は、「男のハゲには、カツラをかぶせて欲しいわ」と言いつつも髪を黒く染め、上司が変わってまたもとに戻しました。

シックビル症候群の疑いで 指導に訪れた事例

東京産業保健推進センター
産業保健相談員

伊東一郎(三井科学株式会社
労制部健康管理室長)

1 経緯.....

この始まりは一通の外国からのファックスでした。それは、ある外国の第一線で活躍している企業産業医からのもので、内容は、東京にあるその企業支店事務所で体調不良を訴える者や休業するものが続いており、シックビル症候群の疑いがあるので、当センターから調査に赴いてほしいという依頼でありました。このシックビル症候群といわれるものは、かつて、米国で退役軍人パーティーに参加した人たちが同一のビルの中で病気になったことから、名前がついたものですが、これは後程、レジオネラという細菌が空気調節装置によってビルの中じゅうにばらまかれたことによって引き起こされたことがわかりました。その後、

このように、閉鎖された人工環境が生み出すさまざまな体調の不良状態のことをシックビル症候群と呼ぶようになりました。

2 実地調査.....

さっそく、その事務所の担当者に電話したところ、入居しているビルはかなり古いものであるということ、および従事労働者数は30名程度であることがわかりました。50名未満の事業所については、地域産業保健センターと連携を持って業務をすすめるということになり、担当の地域産業保健センターの産業医経験が豊富な指導員とともに、現地訪問を実施しました。そこでわかったことは、外国企業といえば、ハリウッド映画では、自分のブースを与えられゆったりと仕事をしているという



図1



図2

印象がありますが、今回訪問した事務所は、都心部の利便性を考えて転居しなかったことと、従事者数が業務拡大によって増えたにもかかわらず、十分なスペースを確保できなかったことにより、事務所側からみて、居室空間に問題があるということでした。

3 問題点.....

非常に過密な環境（図1、図2）で、プリンタのかたわらで作業する場合は騒音も問題になる可能性があります。（図3）また、事務所の室温調節は隣接するサーバー（図4）の過熱を防ぐため低めに設定しすぎているため、女性労働者が寒いと訴えていることもわかりました。オフィス内装は訪問1ヶ月前に、空調ダクト清掃とあわせ張り替えを実施したとのことで、かなりきれいになっており、床および作業台にもほこりの堆積は認められませんでした。照度等不足はなく、CRT画面上はグレアは認められませんでした。しかし、作業机、椅子は高さ、および角度の調節できるものではありませんでした。この他は臭気も問題ないように思われ、

典型的なシックビル症候群よりは、過密空間、作業量によるメンタル的な要因も大きいように考えられました。事業所責任者もこの状況は真摯に受け止めており、近々空間を2倍にして移転するとの話でした。そこで地域産業保健センターの指導員もほぼ同意見であった以下のような点を指導項目としました。作業導線を確立し、煩雑な往来状況をなくすこと、プリンター、FAX機などを一カ所に集約し、空調システムは個別に調節できるものがのぞましいこと。一人あたりの作業量の軽減化をはかること。

4 移転後の状況.....

3ヶ月後、移転した事務所を訪問し、新しい環境を拝見させていただいたところ、個別空調が設置され、区域ごとにコントロールできるようになっていました。空間もかなり広くなっており、基準は十分満たしているように判断しました。しかしながら、メンタルヘルス的な対応として、引き続き上司が積極的に傾聴をこころがけていくようお願いしました。



図3



図4

「東京さんぽセンター」では...

専門スタッフによる、健康管理、健康教育等、産業保健活動全般にわたる相談に応じています。

相談体制

担当分野	氏名	所属	相談日
産業医学	伊東 一郎	三井化学株式会社 労制部健康管理室長	月～金曜日
	熊木 敏郎	慈誠会 東京練馬中央病院院長	
	野田 一雄	(株)竹中工務店東京本店診療室長	
	保坂 陽一	神田司町クリニック院長	
	牧野 茂徳	中央労働災害防止協会労働衛生検査センター副所長	
	八上 享司	東京簡易保健会館健診センター	
	山口いづみ	向野労働衛生研究所所長	
労働衛生工学	本間 克典	産業医学総合研究所客員研究員	月・水曜日
	服部富士雄	服部労働安全衛生コンサルタント事務所所長	
メンタルヘルス	井上 令一	(財)順天堂精神医学研究所所長	火・木・金曜日
	小堀 俊一	東京労災病院 精神・神経科部長	
	島 悟	東京経済大学経営学部教授	
労働衛生関係法令	松山 寛	元三田労働基準監督署長	金曜日
カウンセリング	岩船 展子	(社)日本産業カウンセラー協会理事 IS・キャリア開発研究所代表	火曜日
保健指導	錦戸 典子	聖路加看護大学地域看護学助教授	金曜日(第4)

産業保健に関する図書・ビデオをとりそろえ、またいろいろなテーマの研修を計画しています。

図書・ビデオ・機器の貸出

貸出は無料です。1回に5点まで、返却は1週間以内をお願いします。

図書・ビデオは、宅配便(利用者負担)による貸出も行っています。

(貸出期間は、到着日から1週間以内)

機器は宅配便による貸出は行っておりません。貸出・返却の際は必ず来所してください。



新相談員紹介



メンタルヘルス
井上 令一

自己紹介と抱負をということで一筆啓上いたします。私は現在、(財)順天堂精神医学研究所に勤務しております。昭和31年に順天堂大学医学部を卒業しましてからは一年間のインターンを除き、半世紀近く精神科医療、教育、研究に従事してきました。現在は管理的な仕事が主なものですが、大学では一時期、健康管理室の仕事を併任し、大学の産業医として教職員、学生のメンタルヘルスに取り組みました。企業のメンタルヘルスの経験は短期間しかありませんが、長い臨床生活の中では多くの企業戦士との出会いがございました。

ストレス時代といわれて久しいのですが、ストレスによる身体機能の障害は自律神経失調症状による機能的・器質的障害にのみとどまらず免疫機能の変化による感染症や癌などの新生物にいたるまで、その関与は大きな広がりを見せております。また価値観は大きく変貌し世代間の相剋も深刻になっております。臨床では症例に学ぶと申しますが、ここでは事例に学ぶという心構えが必要ではないかと思えます。産業保健相談員として、どの程度お役に立てるか自信はありませんが、お引き受けしたからには誠心誠意務めさせていただきます。ご指導よろしくお願い致します。



保健指導
錦戸 典子

このたび新しく保健指導担当の相談員として、お手伝いさせていただけることとなりました。多くの皆さんとのふれあいを通して、いろいろと学ばせていただくのを楽しみにしています。どうぞよろしくお願い致します。

「保健指導」という言葉からは、従来型の専門家からの一方的な指導というイメージをもたれてしまいがちですが、現在では対象者を中心としてその主体的な意欲・関心や健康行動のための自己決定をどのように促していくか、という方向に移ってきています。主役はあくまで働く人たち自身であり、保健専門職はさりげなくそれを支えていく名脇役を目指そうというわけです。健診後の事後指導や、健康相談、健康教育といった活動をどのように展開していったらよいのか、効果的な健康支援方法を、一緒に考えていきましょう。是非お気軽にご相談ください。

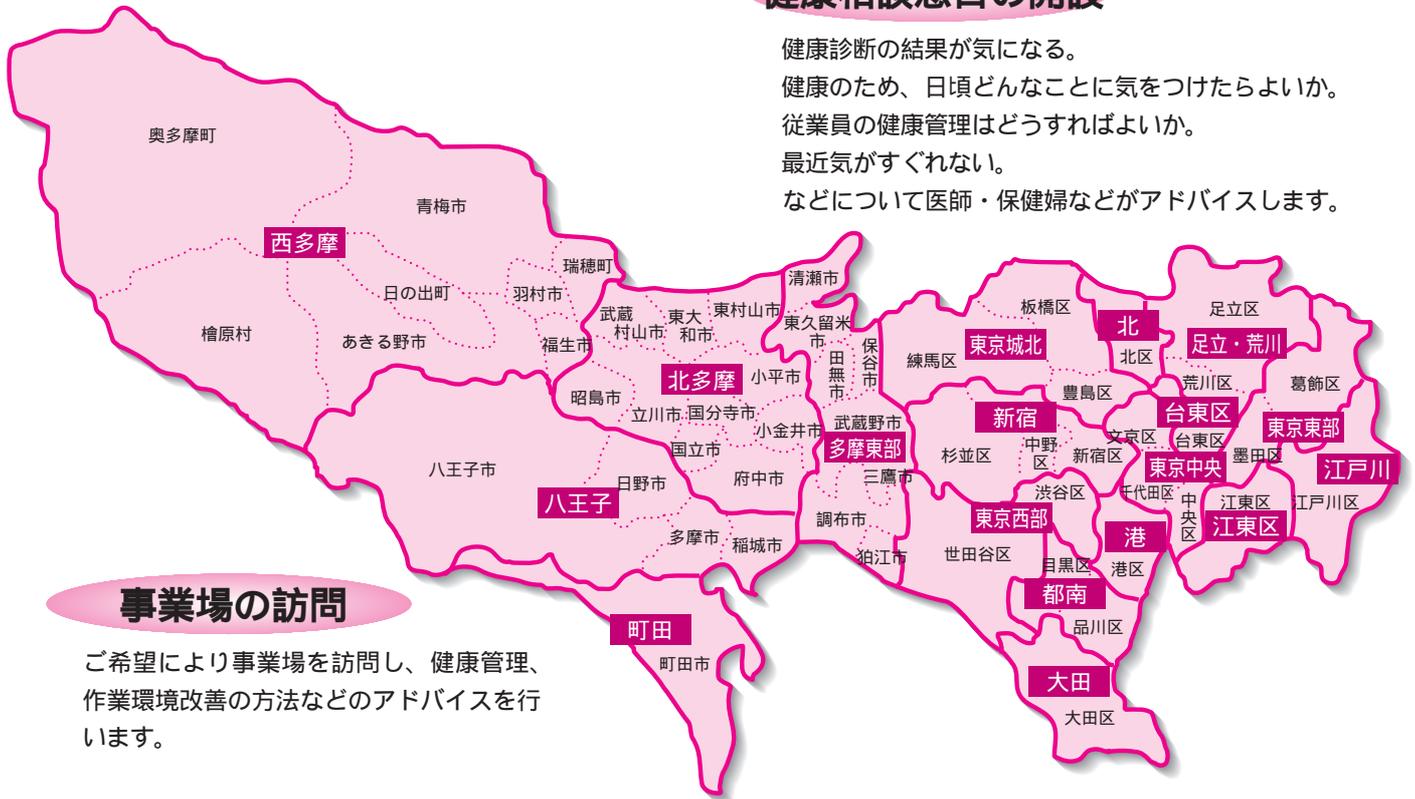
私自身は、企業保健婦として約10年勤務したあと、現在は聖路加看護大学で地域看護学の教育・研究にたずさわっています。看護職の相談員としては、当センターで初めてということですので、看護職の皆さんの情報交換のための場の提供などにも、積極的に取り組んでいきたいと考えております。ご意見・ご要望など、是非お聞かせください。もちろん、他職種の方々からのご相談・ご提言も、お待ちしております。

地域産業保健センターのご案内

都内の18の地域産業保健センターが健康相談、健康指導等を行っています。

健康相談窓口の開設

健康診断の結果が気になる。
健康のため、日頃どんなことに気をつけたらよいか。
従業員の健康管理はどうすればよいか。
最近気がすぐれない。
などについて医師・保健婦などがアドバイスします。



事業場の訪問

ご希望により事業場を訪問し、健康管理、作業環境改善の方法などのアドバイスを行います。

地域産業保健センター健康相談窓口開設一覧

地域産業保健センター - 名	所在地	健康相談窓口の開設	電話番号
東京中央	中央区日本橋久松町1-2	毎週木曜(第5除く) 13:00~15:00	03-3666-0131
台東区	台東区東上野3-38-1	第1・3水曜/第2・4水曜 13:00~15:00	03-3831-0077
港	港区麻布十番1-4-2	毎週木曜 13:00~15:00	03-3582-6261
都南	目黒区鷹番2-6-10	第1・2・3木曜/第4木曜 14:00~16:00	03-3716-5223
大田	大田区中央4-30-13	毎週木曜 13:30~16:00/他予約制にて随時	03-3772-2402
東京西部	渋谷区桜丘町10-1	第3金曜/第3水・木曜 13:30~15:00	03-3462-2358
新宿	新宿区新宿7-26-4	(予約制)第2・4木曜 13:30~15:00/毎週水・金曜 13:00~15:00	03-3208-2301
東京城北	板橋区大和町1-7	第4木曜 13:30~15:30/第4木曜 18:30~20:30	03-3962-4848
北	北区王子2-16-11	毎週水曜 13:30~15:00/第2・4木曜 17:30~19:00	03-5390-3558
足立・荒川	足立区千住仲町14-4	第2水・第3木曜/第2・4水曜 13:30~15:00	03-3881-9861
東京東部	葛飾区立石5-15-12	第2・4水曜 13:30~15:30	03-3691-8536
江東区	江東区東陽5-7-3	第2・4水曜 13:30~15:30	03-3649-1411
江戸川	江戸川区中央4-24-14	第2・3・4木曜 13:00~15:00	03-3652-3166
八王子	八王子市明神町2-11-8	第2・3・4木曜 13:00~15:00	0426-42-0182
北多摩	立川市柴崎町3-16-11	第1・3水曜 13:30~15:00	042-524-6135
西多摩	青梅市西分町3-103	第2・4月曜 13:00~15:00	0428-23-2171
多摩東部	三鷹市野崎1-7-23	第3木曜 13:30~15:30/他、各地区で月に7回開設。	0422-47-2155
町田	町田市森野3-13-20	月2回隔週木曜/登録産業医の医療機関で随時。	0427-22-9877

所在地と相談窓口の開設場所が異なることがありますので、あらかじめ電話の上、ご相談ください。

労働省が地区医師会に委託して産業保健サービスを、事業者・従業員の皆様に提供しています。

西多摩地域産業保健センター

西多摩地域産業保健センター長
西多摩医師会会長

宮川 栄次



西多摩地域産業保健センター紹介

西多摩地域産業保健センターは平成9年5月業務を開始し、3年目にしようやく軌道にのってきた感があります。

当センターは訪問指導を中心に活動しており、事業主に健康管理全般、職場の労働保健管理、又従業員に対して健康増進、ストレス関連のメンタルヘルス面など幅広く指導啓蒙、助言を行って居ります。継続的に指導するために、一事業所に年間3回位の訪問が必要と思います。

昨年、産業医の先生と資格の取得のない先生に労働保健の意識向上のため、日本医師会認定西多摩医師会産業医研修会を開き、他医師会の先生方の多数の参加を得ました。本年も引き続き7月に開催実施する予定です。

当センター発足当時は日本医師会認定産業医は35名と少数でしたが、10年度に一挙に22名の先生が認定医の資格を取得され、意識も高まってきています。

本年度は青梅労働基準監督署が月例で開催する研修会にコーディネーターが毎回出向き、西多摩地域産業保健センターの広報活動に努めることにしています。

もう一方の健康相談窓口については、現状では相談件数は

少なく、今後おおいにPRに努めたいと考えます。

我々産業医は事業主又は産業保健担当者とよく連携をとって、従業員の健康維持、とりわけ生活習慣病の改善に向けて努力していきたいと念じています。

当産業保健センターを効率よく利用して頂き、生き生きとした職場の環境づくりに貢献する所存です。



町田地域産業保健センター

町田地域産業保健センター長
町田市医師会会長

高橋 修



サテライト方式に期待して

当センターは八王子労働基準監督署・町田支署管内（町田市全域）の約7000事業場を対象に、平成9年7月発足しました。

一市・一支署・一医師会での構成は大きなメリットで、高橋センター長以下各スタッフ、32名の登録産業医を中心に、支署、労働基準協会、商工会議所等の協力を得て事業を展開しています。

健康相談は医師会館で月2回開催、個別訪問指導は現在22社の登録事業場を中心に実施しています。

また広報活動を重視し協力機関の各種集会、ロータリークラブや商店会での講演会・説明会、労働基準協会月報への投稿、産保センター・ニュース、ダイレクト・メール等による周知に努めているところです。

しかし、窓口利用は少なく、事業場登録はしたものの多忙を理由に個別訪問指導も敬遠されがちなのが残念です。

町田市は東西に直線距離で24km、南北に13km、中心街は東南部に偏在する特有な地理的条件下にあり、対象事業場の75%は卸・小売り業と飲食・接客業が占め、殆どが家内

労働で成り立っています。

こうした条件が利用の低迷や健康管理意識の低さに影響しているのかもしれませんが。

11年度も広報活動に力を入れ、埋もれたニーズの発掘、ディザアの醸成に努めることにしています。

医師会館での健康相談に加え、利用者の便を計るため、新たに登録産業医の所属する30医療機関をサテライト・ステーションと位置づけ、随時に健康相談窓口を開設することにしました。また産業医共同選任事業1グループ（2社）もスタートさせる予定です。

地域に密着した産業医が「かかりつけ医」の延長線上に小規模事業場を捉え、存在価値を発揮できれば、そこに地域保健の将来像が見えてくるのではないかとその成果に期待を寄せているところです。

コーディネーター 亀山 満

地域産業保健センターのご案内

足立・荒川地域産業保健センター

足立・荒川地域産業保健センター長
足立区医師会会長

真島喜久司

足立・荒川地域産業保健センターの活動概略

当センターは平成9年7月29日開設され、担当区域は足立区と荒川区であり足立区医師会と荒川区医師会が共同で運営に当たっている。両区内には中小企業が多く存在する。当センターに登録されている産業医は平成11年3月現在で足立区90名、荒川区45名の合計135名である。

当センターの活動概略

活動の概略として平成10年度の実績を見てみる。

1. 健康相談窓口は両医師会で設置しており共に隔週で月に2回午後1時半より3時まで開いており合計43回実施した。来訪利用者はまだ少なく10名だった。主な相談内容は、健康診断の結果について、ストレス解消法、当センターの事業内容、産業医の紹介依頼などであった。

2. 個別訪問産業保健指導は34事業所において実施し、これに当たった産業医は26名であった。主な相談・指導内容は定期健康診断に関する説明と勧奨、作業所の換気、気分転換のためのストレッチ体操、喫煙指導などであった。実施事業所の選定方法は、登録事業所からの依頼、産業医



の患者に事業内容を説明し、了解を得るなどであった。

3. 運営協議会を2回行い、実績向上についての検討、平成10年度事業報告、平成11年度事業計画の検討を行った。

4. 事業説明会を事業所を対象に6回実施した。また広報活動として、足立区役所発刊の「わたしの便利帳」(足立区全家庭に配布)に事業案内を掲載し(足立区)、従業員50名未満の事業所を対象にリーフレットの配布及びアンケート調査を実施した(荒川区)。

以上平成10年度の活動について概略を書いたが、まだ暗中模索であり、他の産保センターの活動を参考にしながら当地区に適した方法で地域で働く人達の健康向上に役立つよう努力を重ねたい。

八王子地域産業保健センター

八王子地域産業保健センター長 吉田 敏久

八王子市医師会長 鳥羽 洋



当センターの概要と活動状況

当センターは、平成9年8月1日に開所され、担当地域は、八王子労働基準監督署管内(八王子市、日野市、多摩市、稲城市)で、登録産業医の数は、87名で活動しております。管内には、50人未満の事業所18,509社がありますが、10人以上50人未満の事業所4,966社をターゲットとして産業保健活動を展開したいと目論んでおります。

当センターの活動として、平成10年10月よりインターネットのホームページを立ち上げることが出来ました。

センター長の挨拶に始まり、センターの役割、サービスの内容、産業医とは、各地のセンターに集まる質問集、認定産業医の名簿、都内センター一覧、リンク集等中身濃く情報伝達を行っており、100件を超すアクセスが既にあります。

また、地域産業保健センター相談窓口Q&A集を発刊致しました。

内容は、衛生管理、健康管理、産業保健センター、健康診断の内容、健康診断の判断、健康診断の事後措置、医療機関通院中の労務管理、生活習慣病、作業環境、母性健康管理、

ヘルスプロモーションとは、等など109項目に及び多岐多彩で、個別相談に向く産業医必携の書と成りました。

また、商工会議所のご好意により、八王子ケーブルテレビにて、地域産業保健センターの意義、生活習慣病に対する注意等30分間の放映を行ないました。

初年度は、不慣れなこともあり低調でしたが、年度を追って充実した地域産業保健センター活動が出来つつあります。

インターネットホームページのアドレスは

八王子市医師会：www.tt.rim.or.jp/~hachioji/

八王子地域産業保健センター：

www.tt.rim.or.jp/~hachioji/center

江東区地域産業保健センター

江東区地域産業保健センター長
江東区医師会会長 松本 昌郎



当センターの産業保健活動と概況

当センターは平成9年8月1日に亀戸労働基準監督署管内（江東区全域）の小規模事業場に働く労働者を対象に開設され、その後平成10年4月に深川、城東両医師会の合併により江東区医師会が誕生し、医師会館内に新たに開所された。まず行ったことは江東区報等に内容を紹介すると共に、パンフレット及びポスターを製作して、関係機関に配布しPRに努めた。

さらに50人未満の小規模事業所のうち、健康相談や個別訪問を希望する可能性のある事業所を把握するために、保健所をはじめ、工場連盟等に照会方を依頼し事業の定着化を図るようその推進に努めた。

健康相談窓口については毎月第2、第4水曜日に産業医による相談を行っている。但し今後は固定化した場所のみでは来所者も少なく、移動相談所等による相談も実施していく予定である。さらに個別訪問産業保健指導については思ったより登録事業所数も増えず、積極的に種々の方法で登録をすすめているのが現状である。なお単に相談だけでなく臨床的指導をも加味し、相談者の要望に応える必要があると思われる。

また医師会の先生方の協力を得て本事業の充実化を計り、さらに各事業所に数多く訪問し、理解が得られるよう努力する等が今後の課題である。

産業保健情報の提供については当センター所属の日本医師会認定産業医名簿を提供している。

さらに労働基準監督署主催の労働衛生週間講演会に講師を派遣したり、区内業者主催の産業保健説明会へ担当理事、コーディネーターが出席し情報提供を行っている。なお当センターと労働基準監督署及びその事業団体と地区産業保健連絡協議会を開催し、問題点等について意見の交換を行っている。今後もさらに充実したセンター運営を心掛けたいと思います。

担当理事 小林 昭夫

台東地域産業保健センター

台東地域産業保健センター長
下谷医師会会長 内藤 裕郎



在住、在勤者に十分に周知徹底を

東京都18箇所設立された産業保健センターの最後の地域として平成9年8月1日に誕生した1番新しいセンターであります。

23区内で1番面積が狭い台東区は人口が約15万人強で小売業、サ・ビス業が産業の9割を占める典型的な中小企業の地域であります。一方上野公園を代表とする観光、文化施設に恵まれた地域ともなっております。ここで働く労働者のために当センターは所期の目的達成に努力しているところであります。

当地区は浅草・下谷両医師会の2医師会があり、認定産業医の医師数は71名が登録されており毎週水曜日に相談窓口を開いております。

労働者50人未満の事業場では産業医と契約して勤労者の健康指導や健康相談等産業保健サービスが十分とはいかないのです。

近年、高齢化社会、定年延長、技術革新、産業構造の変化等に伴う中小企業で働く勤労者にはストレスや精神的疲労など健康問題が多く見られるようです。労働省はそのため平成5年より順次地域産業保健センターを整備してその対策にあ

たって現在に至っております。

そして地区医師会は地域医療の唯一専門団体であり、地域住民及び在勤者のために行政と相俟って医療・福祉・保健の中心的役目は果たさなければなりません。ついては、1番重要なことは地域産業センターの設置について医師会会員はもとより広く在住、在勤者に十分知っていただくことだと思います。

当センターとしては上野労働基準監督署の指導を受けて上野労働基準協会、社会保険労務士会台東支部、上野労働保険事務組合協議会等などのご協力を得てその周知に努力しております。今後は商工会議所や労働衛生団体等にも働きかけていきたいと考えております。

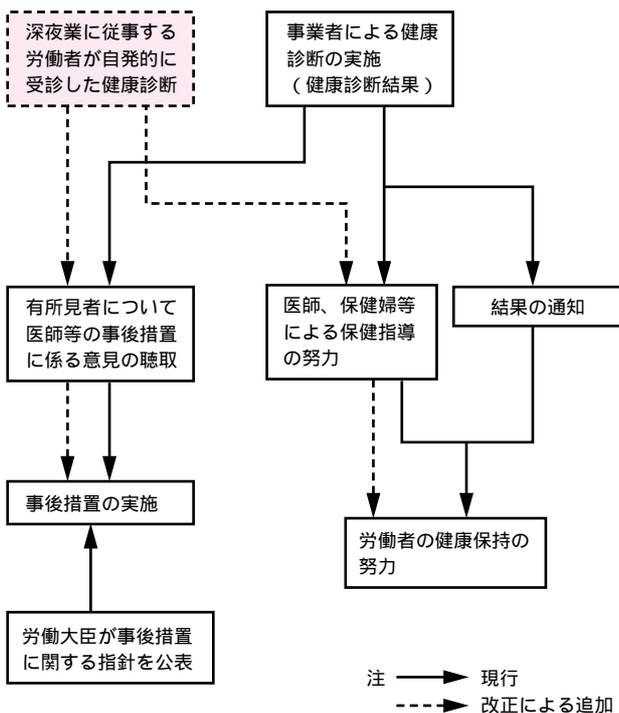
センターの役目は益々重要となってくると思慮し腰をおちつけて、じっくりと推進していきたいと思っております。

労働安全衛生法の一部改正の概要

第143回臨時国会における労働基準法の一部を改正する法律案の審議の際の附帯決議において、深夜業に従事する労働者の健康確保を図るため、労働者が自発的に受診した健康診断について、労働安全衛生法を改正し、必要な措置を講ずべきことが求められていた。併せて、化学物質等による労働者の健康障害を防止するための対策の充実を図るなど、労働者の安全と健康を確保するための対策の一層の充実を図るため改正された。施行日は平成12年4月1日。

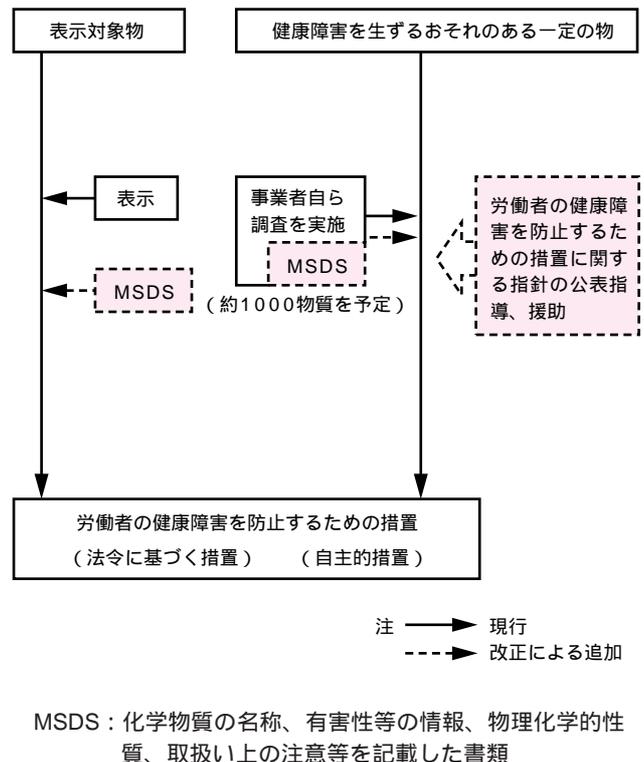
1. 深夜業に従事する労働者の健康管理の充実

- (1) 深夜業に従事する労働者が自発的に受診した健康診断の結果（有所見の場合）に基づき、労働者の健康保持に必要な措置について、医師から意見を聴かなければならないこと。
- (2) (1)の意見を勘案し、必要な場合、作業の転換、深夜業の回数の減少等の措置を講じなければならないこと。
- (3) 自発的健康診断の結果、特に健康の保持に努める必要がある労働者に対し、医師、保健婦又は保健士等による保健指導を行うように努めなければならないこと。



2. 化学物質等による労働者の健康障害を防止するための措置の充実

- 労働者の健康障害を生ずるおそれのある化学物質等の譲渡・提供者が、譲渡・提供先に化学物質等安全データシート（MSDS）を交付することを義務付けるなど有害性等の情報提供等の充実が図られたこと。
- 労働大臣は、化学物質等による労働者の健康障害の防止のために事業者が講ずべき措置に関する指針を公表し、必要な指導、援助を行うことができること。



「健康づくり研究会」の設立を

東京労働基準局は、都内全署（18の労働基準監督署）に健康づくり研究会を設立し、健康づくりの事例研究、優良事業場見学等の活動を通じ、健康づくりの普及、定着を図るよう指示した。

見逃すな危険の芽 さらに高めよう職場の安全 安全週間スローガン

第72回安全週間（7月1日～7日）準備期間（6月1日～6月30日）の実施要綱がまとまった。

全国安全週間は、昭和3年に実施されて以来、「人命尊重」という崇高な基本理念の下、「産業界における自主的な労働災害防止活動を推進するとともに、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、本年度で72回目を迎える。

平成10年の労働災害による死亡者数は1,844名 = 初めて22,000人を下回る =

労働災害による死傷者数は昭和36年をピークとして減少を示している。昭和56年に3,000人を割ってから17年間2,000人台で推移していたが、平成10年の死亡者数は初めて2,000人台を割り込み、1,844人になった。

しかし、労働災害による被災者総数はいまだ年間60万人（労災保険新規受給者数）近くに及んでおり、その社会的・経済的損失は膨大なものである。

熱中症を防ごう

夏期においては、建設業などの屋外作業を中心に熱中症による死亡災害が発生しやすくなります。

熱中症は、高温環境下での作業の危険性について認識の無いまま作業が行われていることにその原因があり、適切な休憩時間が取られていない、水分・塩分等の補給が適時行われていない、作業者の健康状態が把握されていないことなどによるものが多くみられます。

近年次のような事例が発生しています。

住宅の基礎のコンクリートをハンマーで割る作業を行っていたところ、午後3時頃急に倒れた。

駐車場壁のブロック積み作業中座りこんだまま立てなくなった。

プレハブユニット住宅の上棟工事の後片付け作業中突然口から泡を吹き、病院に搬送するも翌日脱水症状で死亡。

芝刈の集草作業終了後、更衣室で顔色が悪く震えていた。帰りの門の出口で倒れ、2時間後に死亡。

（救急措置）

熱中症は、早期の措置が大切です。少しでも異常が見られたら次の手当てを行い、回復しない場合、症状が重い場合は、医師の手当を受けてください。

涼しいところで安静にする。
水やスポーツドリンクをとらせる。
体温が高いときは、裸体に近い状態にし、冷水をかけながら扇風機の風をあてる。氷でマッサージするなど体温の低下をはかる。



労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針を公表

労働災害の減少率に鈍化の傾向がみられている中で、安全衛生管理のノウハウを蓄積したベテランの担当者が定年等により退職する時期を迎えており、事業場において安全衛生管理のノウハウが十分に継承されないことにより、事業場の安全衛生水準が低下し、労働災害の発生につながるのではないかと懸念されている。

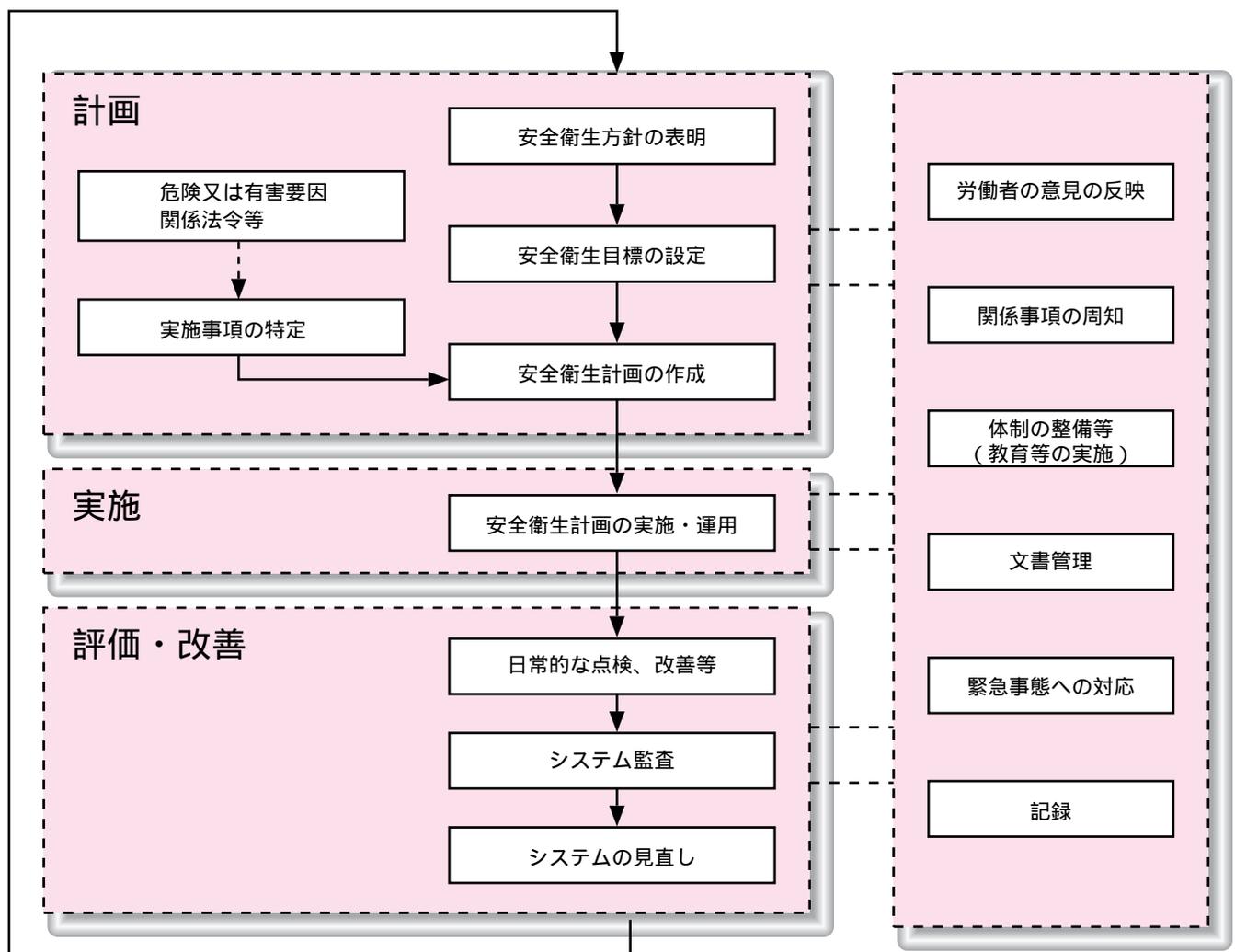
また、無災害である職場でも「労働災害の危険性のない職場」であることを必ずしも意味するものではなく、潜在的危険性を減少させるための継続的な努力が求められている。

一方、健康診断における有所見者の増加、高齢労働者の増加等に伴って、労働者の健康の増進及び快適な職場環境の形成の促進が求められている。

このような中で、労働災害の一層の減少を図っていくためには、事業場において「計画 実施 評価 改善」という一連の過程を定めて、連続的かつ継続的に実施する安全衛生管理の仕組みを確立し、生産管理等の仕組みと一体となって適切に実施され、運用されることが重要である。

指針はシステムを確立しようとする際に必要とされる基本的事項を定めている。

労働安全衛生マネジメントシステムの流れ図



第2回東京産業保健推進センター 運営協議会

平成11年3月3日(水)

第2回運営協議会を
センター会議室に於いて開催。



平成11年度の事業計画の重点事項

- 事業主を対象とした産業保健セミナーの開催
- 産業医等産業保健関係者を対象とする専門的、実践的研修の実施
- 地域産業保健センターとの連携及び支援
- 労災病院が有するメンタルヘルス、産業中毒、職業性疾病、作業関連疾患等の事例・知見を活用した研修等の実施
- 小規模事業場に対する産業医共同選任事業助成制度の活用促進

見学訪問者

WHO西太平洋地域交流プログラムの一環として東京医科歯科大学医学部公衆衛生学教室で研修中のモンゴル厚生省環境衛生疫学監査局長他2名が見学に来訪した。

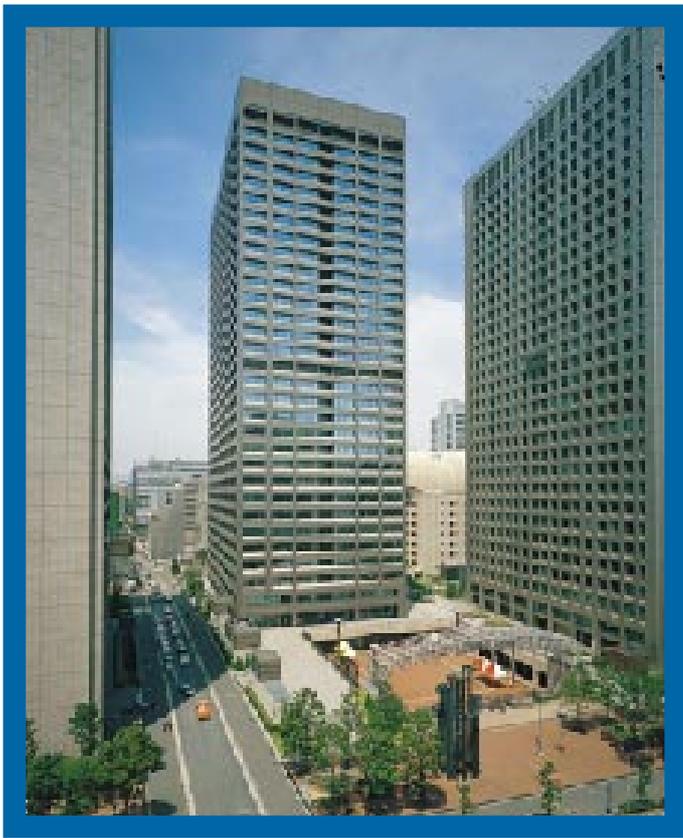
対応者は伊東相談員



編集後記

当センターも、ようやく設立から1周年を迎え、相談員2名、事務スタッフ1名も新しくメンバーに加わり、幼鳥が大空へ羽ばたきをはじめたかのような感がある。大空から海を越えていくという意味ではないが、今回の特集は、これからますます必要性が高まっていくと思われる海外派遣労働者への支援という観点から組ませていただいた。事例としては、逆のケースにあたる、外国企業の日本事務所の調査結果である。この編集期間中に当センターにもモンゴルから3名の見学生が訪れるなど、国際化の波をひしひしと感じている今日この頃である。もう一つの事例は労働基準法改正に伴う事項に関してセクシャルハラスメント対策ということで、のせさせていただいた。相談員間では、50歳台と、それ以下の男性では、女性労働者に対するco-workerとしての見方に違いがあるということの話がはずんだ。差別のない職場環境の形成に、当センターとしても、いろいろな形で情報提供しとりくんでいく必要があると思う。

産業保健相談員 伊東一郎(三井科学~長)



ご利用いただける日時

休日を除く毎日 午前9時～午後5時まで
休日 / 毎週土・日曜日及び祝祭日・年末年始

東京産業保健推進センター 日比谷国際ビル3F

交通機関

- 都営三田線（内幸町駅 日比谷寄り改札A6出口）
- 営団千代田線（霞が関駅 内幸町口C4出口）
- 営団丸ノ内線（霞が関駅 銀座寄り改札B2出口）
- 営団銀座線（虎の門駅 新橋寄り改札9出口）
- 営団日比谷線（霞が関駅 内幸町口C4出口）
- JR線（新橋駅 日比谷口）



〒100-0011 東京都千代田区内幸町2-2-3 日比谷国際ビル3F
TEL.03-3519-2110 FAX.03-3519-2114

【Eメール】 sanpo13@mx6.mesh.ne.jp
【ホームページ】 <http://www.ohd.rofuku.go.jp/tokyo/>

事業内容、その他の詳細につきましては、
当センターまでお問い合わせください。

